

静岡市規則第18号

静岡市文化財保護条例施行規則をここに制定する。

令和17年3月28日

静岡市長

難波 喬司

静岡市文化財保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市文化財保護条例（平成15年静岡市条例第281号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の同意書)

第2条 条例第4条第2項（条例第24条第2項及び条例第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定による同意は、市文化財指定同意書（様式第1号）によるものとする。

(指定書の様式)

第3条 条例第4条第6項（条例第24条第2項において準用する場合を含む。）に規定する指定は、指定書（様式第2号）によるものとする。

(現状変更等の許可申請)

第4条 条例第12条又は条例第36条の規定による許可を受けようとする者は、市指定有形文化財（史跡名勝天然記念物）現状変更等許可申請書（様式第3号）を変更等しようとする日の20日前までに市長に提出しなければならない。

(認定書の交付)

第5条 条例第18条第2項の規定による認定をしたときは、認定書（様式第4号）を交付する。

(届出書の様式)

第6条 次の各号に掲げる届出は、当該各号に定める届出書によるものとする。

- (1) 条例第6条第3項（条例第27条及び条例第37条において準用する場合を含む。）の規定による届出 市指定文化財管理責任者選任（解任）届出書（様式第5号）
- (2) 条例第7条第1項（条例第27条及び条例第37条において準用する場合を含む。）の規定による届出 市指定文化財所有者変更届出書（様式第6号）
- (3) 条例第7条第2項（条例第27条及び条例第37条において準用する場合を含む。）の規定による届出 市指定文化財所有者（管理責任者）氏名等変更届出書（様式第7号）
- (4) 条例第8条（条例第27条及び条例第37条において準用する場合を含む。）の規定による届

出 市指定文化財滅失・毀損等届出書（様式第8号）

（5）条例第9条（条例第27条において準用する場合を含む。）の規定による届出 市指定文化財所在場所変更届出書（様式第9号）

（6）条例第13条第1項（条例第37条において準用する場合を含む。）の規定による届出 市指定文化財修理届出書（様式第10号）

（7）条例第20条の規定による届出 市指定無形文化財（選定保存技術）保持者氏名等変更届出書（様式第11号）

（8）条例第26条第1項の規定による届出 市指定有形民俗文化財現状変更等届出書（様式第12号）

（9）条例第35条の規定による届出 市指定史跡名勝天然記念物所在等異動届出書（様式第13号）

（指定書等の再交付）

第7条 交付された指定書又は認定書を亡失し、又は損傷したときは、指定書（認定書）再交付申請書（様式第14号）を速やかに市長に提出し、再交付を受けなければならない。

（維持の措置の範囲）

第8条 条例第12条ただし書に規定する維持の措置は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（1）静岡市指定有形文化財（以下この項において「市指定有形文化財」という。）が損傷している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該市指定有形文化財をその当時の原状（指定後、許可を受けて現状変更等をした場合においては、当該現状変更等終了時における原状）に回復するとき。

（2）市指定有形文化財が損傷している場合において、当該損傷の拡大を防止するため、応急の処置を執るとき。

2 条例第36条ただし書に規定する維持の措置は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（1）静岡市指定史跡、静岡市指定名勝又は静岡市指定天然記念物（以下この項において「市指定史跡名勝天然記念物」という。）が、損傷し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該市指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に回復するとき。

（2）市指定史跡名勝天然記念物が、損傷し、又は衰亡している場合において、当該損傷又は衰亡の拡大を防止するため、応急の措置を執るとき。

- (3) 市指定史跡名勝天然記念物の一部が損傷し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(標識及び説明板)

第9条 条例第34条の規定により設置する標識及び説明板には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 静岡市指定史跡、静岡市指定名勝又は静岡市指定天然記念物の別及び名称
- (2) 市の名称
- (3) 指定年月日
- (4) 設置年月日
- (5) 説明事項（標識を除く。）
- (6) 保存の上で注意すべき事項（標識を除く。）
- (7) 前各号に定めるもののほか、参考となる事項
(境界標)

第10条 条例第34条の規定により設置する境界標は、石造り又はコンクリート造りの角柱とし、指定に係る地域の境界線の主要な地点に設置するものとする。

(台帳の備付け)

第11条 市長は、市指定（選定）文化財台帳（様式第15号）を備えておくものとする。

(文化財保護審議会)

第12条 条例第44条の静岡市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 審議会の会議は、会長が招集する。
- 6 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 7 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 8 審議会の庶務は、市長の定めるところにより処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

市文化財指定同意書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所有者
(占有者)

住所
氏名
電話

〔法人にあっては、その
主たる事務所の所在地〕
〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

私（当寺・当社・当会）の所有（占有）する次のものを静岡市指定 に指
定することに同意します。

(1) 名 称	
(2) 所在の場所	
(3) 員 数	

様式第2号（第3条関係）

（表）

第 号

指 定 書

種 別

名 称

員 数

構造、形式等の特徴

静岡市文化財保護条例第4条第1項の規定により静岡市指定有形文化財に指定する。

年 月 日

静岡市長 氏 名 印

（裏）

所 有 者 氏 名	所 有 者 の 住 所	所 在 の 場 所	交 付 、 再 交 付 年 月 日

所 有 者 氏 名	所 有 者 の 住 所	所 在 の 場 所	変 更 年 月 日

（注）

- 1 指定が解除になったときは、速やかに返納してください。
- 2 次の場合は、この指定書を添えて静岡市長に届け出てください。
 - （1）所有者が、変更したとき。
 - （2）所有者が、その氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
 - （3）在の場所を変更したとき。
- 3 この指定書は、損傷しないよう大切に保管してください。

様式第3号（第4条関係）

市指定有形文化財（史跡名勝天然記念物）現状変更等許可申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕

申請者 氏名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

電話

静岡市文化財保護条例 第12条 第36条 の規定による現状変更等をしたいので、申請します。

(1)	種	別				
(2)	名	称				
(3)	員	数				
(4)	所 在 の 場 所					
(5)	指 定 書 番 号					
(6)	指 定 年 月 日					
(7)	所 有 者	住 所（所在地）				
		氏 名（名 称）				
(8)	現 状 変 更 等 の 理 由					
(9)	現状変更等の内容及び実施方法					
(10)	現状変更等によって生ずる滅失、損傷、景観の変化及び影響					
(11)	現状変更等の着手及び完了の予定年月日		着 手		完了 予定	
(12)	工 事 等 施 行者	住 所（所在地）				
		氏 名（名 称）				
(13)	備 考					

（添付書類）

- 1 現状変更等に係る設計仕様書、設計図その他参考となる書類
- 2 申請者が所有者以外の者である場合は、所有者の承諾書

様式第4号（第5条関係）

（表）

第 号

認 定 書

住 所
（所在地）

氏 名
（芸名、雅号、団体名）

生年月日
（設立年月日）

静岡市文化財保護条例第18条第2項の規定により静岡市指定無形文化財の保持者
（保持団体、保存団体）に認定する。

年 月 日

静岡市長 氏 名 印

（裏）

（注）

- 1 認定を解除されたときは、認定書を返納してください。
- 2 次の場合には、認定書を添えて静岡市長に届け出てください。
 - （1）保持者が、氏名、芸名、雅号又は住所を変更したとき。
 - （2）保持者について、その保持する市指定無形文化財（市選定保存技術）の保存に影響を及ぼす心身の故障を生じたとき。
 - （3）保持者が死亡したとき。
 - （4）保持団体（保存団体）が、名称又は事務所の所在地を変更したとき。
 - （5）保持団体（保存団体）が、代表者を変更したとき。
 - （6）保持団体（保存団体）が、構成員に異動を生じ、又は解散したとき。
- 3 この認定書は、損傷しないよう大切に保管してください。

様式第 5 号（第 6 条関係）

市指定文化財管理責任者選任（解任）届出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所 〔法人にあっては、その
主たる事務所の所在地〕

所有者 氏名 〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

電話

管理責任者 住所
氏名

次のとおり管理責任者を選任（解任）したので、静岡市文化財保護条例第 6 条第 3 項の規定により、届け出ます。

（1） 種	別	
（2） 名	称	
（3） 員	数	
（4） 所 在 の 場 所		
（5） 指 定 書 番 号		
（6） 指 定 年 月 日		
（7） 管理責任者選任（解任） の年月日		
（8） 管理責任者選任（解任） の理由		
（9） 備	考	

様式第6号（第6条関係）

市指定文化財所有者変更届出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所 〔法人にあっては、その
主たる事務所の所在地〕
新所有者 氏名 〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕
電話

次のとおり所有者を変更したので、静岡市文化財保護条例第7条第1項の規定により、
届け出ます。

（1）種	別	
（2）名	称	
（3）員	数	
（4）所	在 の 場 所	
（5）指	定 書 番 号	
（6）指	定 年 月 日	
（7）旧所有者	住所（所在地）	
	氏名（名 称）	
（8）変	更 の 理 由	
（9）変	更 年 月 日	
（10）備	考	

（注）旧所有者に交付された指定書を添えてください。

様式第7号（第6条関係）

市指定文化財所有者（管理責任者）

氏名等変更届出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所 〔法人にあっては、その
主たる事務所の所在地〕
所 有 者 氏名 〔法人にあっては、その
（管理責任者） 名称及び代表者の氏名〕
電話

次のとおり所有者（管理責任者）の氏名（名称）、住所を変更したので、静岡市文化財保護条例第7条第2項の規定により、届け出ます。

(1) 種 別			
(2) 名 称			
(3) 員 数			
(4) 所 在 の 場 所			
(5) 指 定 書 番 号			
(6) 指 定 年 月 日			
(7) 所有者 〔管理責任者〕	氏 名 (名 称)	旧	
		新	
	住 所 (所在地)	旧	
		新	
(8) 変 更 年 月 日			
(9) 備 考			

（注）所有者については、交付された指定書を添えてください。

様式第8号（第6条関係）

市指定文化財滅失・毀損等届出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所有者
（管理責任者）

住所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕

氏名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

電話

次のとおり滅失・毀損・亡失・盗難したので、静岡市文化財保護条例第8条の規定により、届け出ます。

（1）種	別	
（2）名	称	
（3）員	数	
（4）所	在 の 場 所	
（5）指	定 書 番 号	
（6）指	定 年 月 日	
（7）滅失・毀損・亡失・盗難の日 時及び場所		
（8）滅失等した当時の管理状況		
（9）滅失等の原因及び現状		
（10）備	考	

様式第9号（第6条関係）

市指定文化財所在場所変更届出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
所 有 者 氏名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕
（管理責任者）
電話

次のとおり所在の場所を変更したいので、静岡市文化財保護条例第9条の規定により、届け出ます。

（1）種	別	
（2）名	称	
（3）員	数	
（4）指	定 書 番 号	
（5）指	定 年 月 日	
（6）現	在 の 所 在 の 場 所	
（7）変	更 後 の 所 在 の 場 所	
（8）変	更 年 月 日	
（9）変	更 の 理 由	
（10）備	考	

（注）所有者に交付された指定書を添えてください。

様式第10号（第6条関係）

市指定文化財修理届出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所 〔法人にあっては、その
主たる事務所の所在地〕

所有者 氏名 〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

電話

次のとおり修理したいので、静岡市文化財保護条例第13条第1項の規定により、届け
出ます。

(1) 種 別					
(2) 名 称					
(3) 員 数					
(4) 所 在 の 場 所					
(5) 指 定 書 番 号					
(6) 指 定 年 月 日					
(7) 管理責任者	住 所				
	氏 名				
(8) 修 理 の 理 由					
(9) 修 理 の 内 容 及 び 方 法					
(10) 修理の着手及び完了の予定 年月日	着手		完了 予定		
(11) 修理施行者	住所（所在地）				
	氏名（名 称）				
(12) 備 考					

様式第11号（第6条関係）

市指定無形文化財（選定保存技術）
保持者氏名等変更届出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

保持者等
（相続人） 氏名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

電話

次のとおり保持者（保持団体又は保存団体）に変更があったので、静岡市文化財保護
条例第20条の規定により、届け出ます。

（1）名	称	
（2）認	定	書
番	号	
（3）認	定	年
月	日	
（4）変	更	等
の	内	容
（5）備	考	

（注）交付された認定書を添えてください。

様式第12号（第6条関係）

市指定有形民俗文化財現状変更等届出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
 所有者 氏名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕
 （管理責任者） 電話

次のとおり変更したいので、静岡市文化財保護条例第26条第1項の規定により、届け出ます。

(1) 種 別					
(2) 名 称					
(3) 員 数					
(4) 所 在 の 場 所					
(5) 指 定 書 番 号					
(6) 指 定 年 月 日					
(7) 現 状 変 更 等 の 理 由					
(8) 現状変更等の内容及び実施方法					
(9) 現状変更等の着手及び完了の予定 年月日		着手		完了 予定	
(10) 工事等施行者	住所（所在地）				
	氏名（名 称）				
(11) 備 考					

様式第13号（第6条関係）

市指定史跡名勝天然記念物所在等異動届出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所 有 者 (管理責任者)	住所	〔法人にあっては、その 主たる事務所の所在地〕
	氏名	〔法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名〕
	電話	

次のとおり指定地域内の土地について異動があったので、静岡市文化財保護条例第35条の規定により、届け出ます。

(1) 種 別	
(2) 名 称	
(3) 指 定 年 月 日	
(4) 異動前の土地の所在地 (地番・地目・地積)	
(5) 異動後の土地の所在等	
(6) 備 考	

様式第14号（第7条関係）

指定書（認定書）再交付申出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地
申出者 氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名
電話

次のとおり指定書（認定書）を滅失・損傷・亡失・盗難したので、再交付願います。

（１）種 別		
（２）名 称		
（３）員 数		
（４）指定書（認定書）の番号		
（５）指定書（認定書）の年月日		
（６）所有者等	住所（所在地）	
	氏名（名 称）	
（７）再 交 付 の 理 由		

（注）指定書（認定書）が損傷したときは、当該損傷した指定書（認定書）を添えてください。

様式第15号（第11条関係）

（表）

市指定（選定）文化財台帳

種	別		
名	称		
員	数		
指 定（選 定）書 番 号		指定(選定)年 月 日	
指定（選定）書交付年月日		指定(選定)再 交 付 年 月 日	
指 定（選 定）基 準			
文化財の所在の場所			
所 有 者 保 持 者 等	住 所 (所在地)		
	氏 名 (名 称)		
管理責任者	住 所		
	氏 名		
現 状 ・ 内 容 ・ 履 歴 等			
指 定（選 定）理 由			

(裏)

変 更 等 の 経 過		
修 理 ・ 公 開 の 記 録		
備 考		
指 定 （ 選 定 ） の 解 除	告 示 番 号 告示年月日	
	理 由	